

霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 28 年 11 月 28 日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第129号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書、第5条、第6条、第8条第1項ただし書、第10条第2項第3号及び第4号、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条第3号並びに第14条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表中「190円」を「220円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に効力を有する霧島市教育委員会が行った処分、手続その他の行為又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に霧島市教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後この条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長が行った処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 改正後の霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

霧島市国分児童体育館の使用料について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るための額の見直し並びに平成29年度組織機構再編に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。